別記

ペットフードの表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中変更前の欄の下線の表示部分をそれに対応する変更後の欄の下線の表示部分に変更する。

変更後	変更前
（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。	（目的） **第1条**　この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第11条第1項の規定に基づき、ペットフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

附　則

この規約の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日から施行し、平成二十八年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第二千三百十九号

農業経営統計調査規則（平成六年農林水産省令第四十二号）第五条、第六条第二項、第十条第四項及び第十三条の規定に基づき、平成十五年十一月十一日農林水産省告示第千八百三十三号（農業経営統計調査規則第五条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十一月二十二日

農林水産大臣　山本　有二

第一条第三項中「上欄に掲げる」の下に「農業経営体の種類及び同表の中欄に掲げる」を加え、「個別経営体」を「農業経営体」に改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一（第一条関係）

営農類型区分	農業経営体の種類	分類基準
水田作経営	個別経営体 組織法人経営体	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類及び工芸農作物の販売収入のうち、水田において作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
畑作経営	個別経営体 組織法人経営体	稲、麦類、雑穀、いも類、豆類及び工芸農作物の販売収入のうち、畑において作付けした農業生産物の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
野菜作経営　露地野菜作経営	個別経営体 組織法人経営体	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地野菜の販売収入が施設野菜の販売収入以上である経営
野菜作経営　施設野菜作経営	個別経営体 組織法人経営体	野菜の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地野菜より施設野菜の販売収入が多い経営
果樹作経営	個別経営体 組織法人経営体	果樹の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
花き作経営　露地花き作経営	個別経営体 組織法人経営体	花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地花きの販売収入が施設花きの販売収入以上である経営
花き作経営　施設花き作経営	個別経営体 組織法人経営体	花きの販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、露地花きより施設花きの販売収入が多い経営
酪農経営	個別経営体 組織法人経営体	酪農の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
肉用牛経営　繁殖牛経営	個別経営体 組織法人経営体	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、肥育牛の飼養頭数より繁殖用雌牛の飼養頭数が多い経営
肉用牛経営　肥育牛経営	個別経営体 組織法人経営体	肉用牛の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営のうち、肥育牛の飼養頭数が繁殖用雌牛の飼養頭数以上である経営
養豚経営	個別経営体 組織法人経営体	養豚の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
採卵養鶏経営	個別経営体 組織法人経営体	採卵養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
ブロイラー養鶏経営	個別経営体 組織法人経営体	ブロイラー養鶏の販売収入が他の営農類型の農業生産物販売収入と比べて最も多い経営
その他経営	個別経営体 組織法人経営体	水田作経営、畑作経営、野菜作経営、果樹作経営、花き作経営、酪農経営、肉用牛経営、養豚経営、採卵養鶏経営及びブロイラー養鶏経営以外の経営

別表第二（第一条関係）

農業経営体の種類	品目	分類基準
個別経営体	米	水稲を作付けし、玄米を年間六百キログラム以上販売する経営
	小麦 二条大麦 六条大麦 はだか麦 そば 大豆	中欄に掲げる品目を十アール以上作付けし、販売する経営 大豆（黒大豆を除く。）を十アール以上作付けし、販売する経営